

居宅介護支援 重要事項説明書

令和8年6月1日

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	安代会居宅介護支援事業所
所在地	岩手県八幡平市丑山口27番地5
介護保険指定番号	居宅介護支援 岩手県0373200021
サービス提供地域	八幡平市内（旧安代町区域）

(2) 事業所の職員体制（特定事業所加算Ⅲ）

職種	職務内容	常勤	非常勤	合計
管理者 （主任介護支援専門員）	事業所の管理・運営全般 居宅介護支援に関する業務	1名	—	1名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	2名	—	2名

(3) 窓口開設時間

営業日及び時間	月曜日から金曜日 8時30分～17時30分
休日	土、日、祝祭日と12月29日から1月3日まで。

※24時間 対応可能（電話0195-73-2860）

3. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 指定居宅サービス事業所、医療機関等との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

4. サービスの提供方法

(1) 居宅介護支援業務の実施について

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

(2) 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 介護支援専門員は、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画の原案を作成します。
 - カ 居宅サービス計画の原案作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
 - キ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ク 前 6 月間に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、訪問介護等)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に居宅介護支援事業所で作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合を説明します。
- なお、居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の訪問介護等の利用状況は別紙の通りです。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載します。また、選択制の対象福祉用具にあっては、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できること等、必要な情報を提供します。
- ④ 介護支援専門員は、サービス担当者会議(居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の担当者を招集して行う会議)の開催をします。
- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。
- ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

(3) サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する若しくは、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用して面接をします。また、一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

(4) 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

(5) 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(6) 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

(7) 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(8) 指定居宅サービス事業所、医療機関等との連絡・調整について

利用者が在宅生活を円滑に送ることができるよう、指定居宅サービス事業所、医療機関等との連絡・調整を行います。特に利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援します。

5. 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※ 利用者の保険料滞納のため、法的代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1ヶ月あたり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 居宅介護支援費

要介護1、2	1ヶ月につき	10,860円
要介護3、4、5	1ヶ月につき	14,110円

※特別地域居宅介護支援費として上記金額の15%が加算されます。

(3) 加算料金等

初回加算				3,000円
入院時情報連携加算Ⅰ				2,500円
入院時情報連携加算Ⅱ				2,000円
退院・退所加算	連携1回	カンファレンス参加	無	4,500円
		〃	有	6,000円
	連携2回	〃	無	6,000円
		〃	有	7,500円
	連携3回	〃	有	9,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算				2,000円
通院時情報連携加算				500円
特定事業所加算Ⅲ				3,230円
介護職員等処遇改善加算	(2)居宅介護支援費(特別地域居宅介護支援費含む)と(3)で算定した加算料金の合計額に2.1%を乗じた額			

※必要とされる給付については、加算が適応されます。

(4) その他の費用

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね30km未満1回につき1,100円
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね30km以上1回につき2,200円

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、又はその他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

9. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

10. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者： 奈良美佳子 （安代会居宅介護支援事業所管理者）

ご利用時間： 月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話番号：0195-73-2860

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

八幡平市役所 地域包括支援センター

岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

電話番号：0195-74-2111 FAX番号：0195-74-2102

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

岩手県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：岩手県盛岡市大沢川原三丁目7番30号

電話番号：019-604-6700 FAX番号：019-604-6701

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

※ 苦情処理第三者委員

氏名 畠山卓子

氏名 三浦尚子

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

11. 虐待の防止

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

① 虐待防止のための指針を整備しています。

② 虐待の防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者： 奈良美佳子 （安代会居宅介護支援事業所管理者）

③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

④ 虐待防止のための研修会を定期的実施しています。

⑤ 虐待等の相談及び苦情解決体制を整備しています。

⑥ 成年後見制度の利用を支援します。

⑦ サービス提供中に、事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 2. 身体拘束等の禁止

事業所は、利用者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

① 身体拘束等適正化委員会を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

② 身体拘束等の適正化を図るための指針を整備します。

③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修会を開催します。

1 3. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 4. 業務継続計画

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 岩手県八幡平市丑山口27番地5
法人名 社会福祉法人安代会
事業所名 安代会居宅介護支援事業所
(指定番号 岩手一第0373200021号)
管理者名 奈良美佳子 印

説明者名 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印

<代理人>

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____) 印

別紙

- ① 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着通所介護の各サービスの利用割合

直近後期(令和7年9月1日～令和8年2月末日まで)の状況

サービス	割合
訪問介護	1%
通所介護	0%
福祉用具貸与	75%
地域密着型通所介護	46%

※小数点以下切り捨て

- ② 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着通所介護の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

直近後期(令和7年9月1日～令和8年2月末日まで)の状況

サービス	事業所名/割合	事業所名/割合	事業所名/割合
訪問介護	ライラック安比高原 100%		
通所介護			
福祉用具貸与	サンメディカル 38%	カシオペア 27%	かんきょう 23%
地域密着型通所介護	りんどう苑デイサービスセンター 54%	ふれあいセンター安代 デイサービスセンター 45%	

※小数点以下切り捨て